

## 富山県警察本部訓令第8号

富山県警察の会計年度任用職員に関する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

富山県警察本部長 大原 光博

### 富山県警察の会計年度任用職員に関する訓令

#### (目的)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）、富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富山県条例第31号。以下「条例」という。）、富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年富山県人事委員会規則第1号。以下「勤務時間規則」という。）及び富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年富山県人事委員会規則第2号。以下「給与等規則」という。）の規定に基づき、富山県警察に勤務する会計年度任用職員の任用、勤務条件その他の必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この訓令において、会計年度任用職員とは、法第22条の2第1項第1号の規定により任用する一般職の非常勤職員とする。

#### (任用)

第3条 会計年度任用職員の任用を必要とする所属の長（以下「所属長」という。）は、警察本部長（以下「本部長」という。）に上申するものとする。

2 任用期間は、任用した日の属する会計年度の末日以前までの期日とする。

#### (勤務時間及び週休日)

第4条 会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日7時間45分を超えず、かつ、1週間あたり35時間以内とし、所属長が別に定める勤務日及び勤務時間によるものとする。

2 1週間につき1日以上 of 週休日を割り振るものとする。

#### (休憩時間)

第5条 会計年度任用職員の1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも45分の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。

#### (休暇、育児休業等)

第6条 会計年度任用職員に付与する休暇は、勤務時間規則に定める年次休暇、年次休暇以外の有給休暇及び無給休暇とする。

2 会計年度任用職員の育児休業等は、県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例（平成4年富山県条例第2号）、県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規

則（平成4年富山県人事委員会規則第48号）及び「富山県警察職員の育児休業等の運用について」（令和4年3月28日付け富務第862号）の定めるところによる。

（給付）

第7条 会計年度任用職員には、条例及び給与等規則に基づき報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償を支給する。

2 会計年度任用職員が第4条に定める勤務時間（年次休暇及び年次休暇以外の有給休暇除く。）を勤務しないときは、報酬を減額するものとする。

（勤務管理）

第8条 会計年度任用職員の勤務管理については、富山県警察職員の勤務時間等及び勤務管理に関する訓令（昭和63年富山県警察本部訓令第6号）第13条の規定を準用するものとする。

（服務及び懲戒）

第9条 会計年度任用職員の服務及び懲戒については、常勤職員に準ずるものとする。

2 新たに会計年度任用職員となる場合には、富山県職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年富山県条例第46号）に定める様式3（地方警察職員）による宣誓書に署名しなければならない。

（教養）

第10条 所属長は、会計年度任用職員に対し、任用時及び必要な都度、教養を実施するものとする。

（人事評価）

第11条 所属長は、会計年度任用職員に対し、人事評価を実施するものとする。

（身上指導管理）

第12条 所属長は、会計年度任用職員に対し、身上指導管理を実施するものとする。

（離職）

第13条 本部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会計年度任用職員を離職させるものとする。

- (1) 任用期間が満了した場合（再度任用する場合を除く。）
- (2) 退職を願い出た場合
- (3) 死亡した場合
- (4) 法第16条の欠格事項に該当する場合

（免職）

第14条 本部長は、法第28条第1項に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合は、会計年度任用職員を免職することができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前二号のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 本部長は、法第29条第1項に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合は、会計年度任用職員を懲戒処分として免職することができる。

- (1) 法律又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合  
(社会保険)

第15条 会計年度任用職員には、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく社会保険に加入させることができる。

（公務災害補償等）

第16条 会計年度任用職員の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害に対する補償については、富山県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年富山県条例第41号）又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

（その他）

第17条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

（富山県警察の非常勤職員等に関する訓令の廃止）

2 富山県警察の非常勤職員等に関する訓令（平成9年富山県警察本部訓令第5号）は、廃止する。

附 則（令和4年3月28日本部訓令第14号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日本部訓令第28号）

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月19日本部訓令第6号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。